

6－(6) 有害物質（塩化水素）の排出基準（一部のみ抜粋）

施設の種類	規 模	排出基準値
廃 棄 物 焼 却 炉	火格子面積 2 m ² 以上 又は焼却能力200kg/h以上	700mg/Nm ³

6－(7) 有害物質（窒素酸化物）の排出基準（一部のみ抜粋）（単位：ppm）

施設の種類	排 出 ガ ス 量	設 置 区 分	排 出 基 準 値	備 考
ボ イ ラ ー (液体燃料)	50万Nm ³ /h以上	S50.12.9以前	180	S48.8.9以前設置の施設については、S55.5.1から基準値改定 230→180ppm
		S50.12.10～S52.6.17	150	
		S52.6.18.以降	130	
	50万Nm ³ /h未満 10万Nm ³ /h以上	S48.8.9以前	190	S55.5.1から基準値改定 230→190ppm
		S48.8.10～S50.12.9	180	
		S50.12.10以降	150	
	10万Nm ³ /h未満 4万Nm ³ /h以上	S48.8.9以前	190	S55.12.1から適用
		S48.8.10～S50.12.9	180	
		S50.12.10以降	150	
	4万Nm ³ /h未満 1万Nm ³ /h以上	S50.12.9以前	230	S55.5.1から適用
		S50.12.10以降	150	
	1万Nm ³ /h未満 5千Nm ³ /h以上	S52.9.9以前	250	S55.5.10から適用
		S52.9.10以降	180	
	5千Nm ³ /h未満	S52.9.9以前	250	S59.8.10から適用
		S52.9.10以降	180	
乾 燥 炉	すべて	S54.8.9以前	250	S57.8.10から適用
		S54.8.10以降	230	
廃 棄 物 焼 却 炉	連続炉以外のものにあっては排ガス量が4万Nm ³ /h以上のもの	S52.6.18以降	250	
ガ ス タービン	4.5万Nm ³ /h以上	S63.2.1以降	70	ガス専焼に限る。 非常用を除く。
	4.5万Nm ³ /h未満	S63.2.1以降H1.7.31以前	90	
		H1.8.1以降	70	
	4.5万Nm ³ /h以上	S63.2.1以降H3.1.31以前	100	液体燃料に限る。 非常用を除く。
		H3.2.1以降	70	
		S63.2.1以降H1.7.31以前	120	
		H1.8.1以降H3.1.31以前	100	
デ ィ ー ゼ ル 機 関	シリンダー内径400mm以上	S63.2.1以降H1.7.31以前	1600	非常用を除く。
		H1.8.1以降H3.1.31以前	1400	
		H3.2.1以降	1200	
	シリンダー内径400mm未満	S63.2.1以降	950	

(注) 1 熱源として電気を使用するものを除く。

2 昭和52年9月9日までに設置の工事が着手された排出ガス量が5千Nm³/h未満の過負荷燃焼型ボイラーは当分の間適用しない。

3 小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間適用しない。